

扶餘や高句麗の官名「加」について

田 鳳 徳
李 丙 洙 沢 沢 沢

一 序

二 「加」の語義

三 部族長としての「加」

四 官名としての「加」

五 貴族的尊稱としての「加」

一 序

『三国志』魏志東夷傳・夫(扶)餘傳に、

国有君主 皆六畜名官 有馬加・牛加・猪加・狗加
と、また、同高句麗傳には、

其国有王 其官有相加・對廬・沛者・古雛加・主簿

とみえる事実から推して、古代の扶餘や高句麗の社会には、
馬加、牛加、猪加、相加、狗加、古雛加などの、「加」とい

扶餘や高句麗の官名「加」について(田・李)

う共通の用語で呼稱された官名があったようである。

また、この扶餘傳には、扶餘の王位継承記録があるが、それによると、王尉仇台の没後に簡位居が王位につき、その死後に彼に嫡子がなく庶子がいたので、「諸加」が衆議してその庶子麻餘に王位を継がせたともいう。つまり、この扶餘傳の記述によって、官名のほかに「諸加」という表現も使用していたという事実がわかる。

さらに、同扶餘傳には、扶餘の社会組織を略述して、

邑落有豪民 名下戸皆奴僕 諸加別主四出道 大者数
千家 小者数百家

といっているから、扶餘の社会は、豪民と下戸で構成され、諸加が四出道(四方)を主管したが、その諸加のうち、大者(大加)は数千家(戸)を、小者(小加)は数百家を主管していたという事実もわかる。

周知のように、三国志は、いまから約千六百餘年前の著作であり、その東夷傳には扶餘、高句麗、東沃沮、濊、三韓などに関する記録はあるが、新羅や百済に関する記述はそれから約三百年後に編纂された『梁書』にはじめてみえる。だから、三国志の、扶餘や高句麗の社会状態に関する記録は、初期の部族国家時代のものであるうと思われる。

つまり、当時の扶餘や高句麗は、数千戸、あるいは数百戸の部落で構成された大小部族団体の連合国家であり、その部族団体の統率者が諸加だったのである。諸加の「諸」は不特定多数を表示した形容詞であり、「加」は、官名ではなく、部族団体の統率者としての長を意味する名詞として使用され、数千戸によって構成された大部族団体の長は大加であり、数百戸によって構成された小部族団体の長は小加であった。そして、この大・小部族団体の長を合して諸加といったのである。

三国志の高句麗傳に、相加や古雛加がともに官名として記録されている事実はさきにあげた。しかし、同傳の他の句節には、

王之宗族其大加皆稱古雛加 涓奴部本国主 令雖不為王 適統大人 得稱古雛加 亦得立宗廟・祠靈星社稷とみえるから、古雛加という稱號は、その由来が官名ではなく、王の宗族に対する尊称であったという事実もわか

のは『滿洲源流考』のようである。同書の「御製扶餘國傳訂訛」には、

誌扶餘者 必當時有知扶餘語之人 訳其司馬司牛者 為馬家牛家 遂訛為馬加・牛加 正如周禮之有羊人犬人 漢之有狗監耳 若必以六畜名官 寓相貶則鄭子所 对少皞氏鳥名官 為鳥師 而鳥名又何以稱乎 蔚宗輩 既訛家為加 …… 改加為家 並為訂其躋謬加右

と、すなわち「加」は「家」の誤りであるから訂正すべきだと主張しているのである。この説を支持したのか、白南雲教授もまた、「加」は「家」の誤訳だと指摘した。『三国史記』高句麗本紀・閔中王四年条に、

蚕友落部大家戴升等一萬餘家 詣樂浪投漢

と、また、『後漢書』東夷傳・(高)句麗傳の光武二十三年条には、

光武二十三年冬 句麗蚕支落大加戴升萬餘口 詣樂浪 内属

とみえる。すなわち、大加と大家が同義語に使用されているようで、前説を支持する証拠のようにもみえるが、しかし、三国史記の記事は後漢書の記述を転載したにすぎないのでから、大家よりも大加に原典的な価値があるはずである。したがって、「加」を「家」の刊誤とみなすよりは、むしろ「家」を「加」の刊誤と考える方がより妥当である

扶餘や高句麗の官名「加」について(田・李)

る。すなわち、古雛加は王統に關係ある特殊な貴族に対する称号であると推断できるから、その「加」は貴族的尊称としても使用されたものだったのである。

これらの事実から推して、「加」の用語は、官職名としてはもとより、部族長や貴族的尊称として使用された、扶餘や高句麗社会の古代固有語であったということがわかる。

二 「加」の語義

「加」は、『唐韻』には「古牙切」と、『集韻』、『韻会』、『正韻』には「居牙切」とみえるから、「加」の古代音も現代音の「ka」と異なる音ではなかったし、また、『説文』には「相増加也」と、『爾雅釋語』には「重也」と、『玉篇』には「益也」とみえるから、増や益以外の意味もなかった。

もちろん、さきにふれた用語例の「加」は、増や益の意味で使用されていない。だから、扶餘や高句麗で使用した「加」は、増や益の意味で使用されたものではなく、官職や尊称を表示する固有語の「ka」の写音文字と想定できる。つまり、「加」の用語例が部族団体の長の、高等官府の長の、あるいは貴族の尊称である以上、首長を意味する用語である事実には疑いがない。

筆者の寡聞によれば、「加」に対する最初の鮮訳を与えた

う。

また、故安在鴻氏は、

馬加は「ma:ko」牛加は「n:ko」、狗加は「ku:ko」や、例えば、高句麗での、莫離支の「ma:ti」、于台の「n:ti」、犬兄や近支の「n:ti」に比すべきものであることは明白であるから、加は「ko」や「ka」と読めば、まあ、よいものであり、現代語の「李ka」や「金ka」がその遺韻である。また例えば、「金n:ti」や「李n:ti」が新羅の武对智や居添夫智という「智」の遺風であるのと、まったく同じようなものであるはずである。

と、「加」を「ko」と読むべきだと主張し、その意味を、男子の尊称である「ka」や「n:ti」と同じようなものであると指摘している。さらに、故鄭寅普教授は、

扶餘の四加の「加」も、実際には「干」だから、これも吏読の変転である。

と、「加」と「干」が同義語であると指摘しただけに止まり、その理由を説明しなかった。

いうまでもなく、「干」は、「kan」や「tan」を音写した字で、マンチュール、蒙古、韓国語に共通の君長を意味する古語である。例えば、『遼史』語解卷之一に、「汗」(han)を解して「滿洲語君長之稱 蒙古語君長之稱」と記述し、また、『三国遺事』卷之二、駕洛国記の条には、

開闢之後 此地未有邦国之號 亦無君臣之稱 越有我
刀干・汝刀干・彼刀干・五刀干・留水干・留天干・神
天干・五天干・神鬼干等九干者 是酋長

と、「干」を酋長の、つまり部族団体の長の称号と解している。新羅の王号に居西干や麻立干などがあり、また新羅の十七等官位中の、第一位官を伊罰干、一代官、角干、伊代浪、一代浪、角浪、舒究翰、舒弗郎などと呼び、第二位官を伊尺干、伊干、伊尺浪、伊浪などと、第三位官を速干、速浪、速判などと、第四位官を海干、海浪、波珍浪などと、第五位官を大阿干、大阿食、大阿尺干などと、第六位官を阿干、阿浪、阿尺干などと、第七位官を一吉干、一吉浪、乙吉浪などと、そして、第八位官を沙干、沙浪、沙尺干、沙咄干などと、第九位官を級干、級浪、級代干、級代浪などと呼んでいた事実から推して、「浪」(sɔŋ)が新羅時代の男子の尊称である。「干」(kən)と「干」(kən)の縮約音であることは明らかであり、また、「干」が長を意味する尊称として使用されていたという事実も疑いを差しさむ余地がない。

すでに指摘したように、「加」は、部族団体の長や官名として使用され、「干」もまた同じ意味で使用されている事実が明白であるとすれば、先学の、この両語間に深い相互関係があるという指摘は、たしかに卓見といわねばなるまい。

できるが、これは、「oŋ」や「aŋ」を原形とする言葉のように推測され、「aŋ」⁽⁶⁾、「oŋ」⁽⁶⁾、「aŋ」⁽⁶⁾などに転音して多くの地名に残存している。例えば、新羅の首都慶州の「閔川」(al-ton)、廣開土大王碑文にみえる「阿利水」(a-li-su)、「於利水」(o-li-su)、「於利城」(o-li-song)、「奥利城」(o-li-song)、あるいは日本書記にみえる「阿里那禮河」⁽⁷⁾、三國史記・百濟本紀にみえる「郁利河」などがそれである。また同紀・始祖温祚王条には、

温祚都河南慰禮城 以十臣為輔翼 国號十濟 是前漢
成帝鴻嘉三年也 沸流以彌鄒土温水鹹 不得安居 婦
見慰禮 都邑鼎定 人民安泰 遂慙悔而死 其臣民皆
歸於慰禮 後以來時百姓樂從 改號百濟

とみえるが、百濟の始祖・温祚王が最初に都にした慰禮城もその語源が同じ例だと思ふ。いうまでもなく、十臣が輔翼しだから国号を「十濟」と定め、のちに百姓が樂從したから「百濟」と改稱したというのは牽強附会の説であるが、注意をひくのは国都慰禮城の「慰禮」が「eŋ」や「eŋ」と読め、於羅取の「於羅」と深い関連があるように思われることである。つまり、「於羅」や「慰禮」がともに「eŋ」の古語を原形とする言葉を音写したもので、そのうえ慰禮が国都名であったばかりでなく、百濟の初期の国号名であったようにも思われるのである。新羅の国都であった徐羅代

扶餘や高句麗の官名「加」について(田・李)

い。さらに、われわれの注意を引くのは、『日本書記』神功皇后紀に「新羅王宇流助富利知干……」とみえるが、いうまでもなく、それは、新羅王ではなく、当時の、新羅の名臣であった于老角干を指す。記事の「助富利知干」を『釋日本紀』では「ソフリチカ」と訓しているから、「加」(ka)を「干」(kən)の縮約だと鮮した主張は妥当だと考えないわけにはいかない。また、同記・継体天皇紀二十三年条に「如羅己富利知伽報……」とみえる知伽も知干の縮約的な表現とみるべきであり、加、干、知干、知伽、あるいは食などがたがいに共用されていた事実がわかる。つまり、「加」と「干」は同義語であって、「加」(ka)は「干」(kən)の終音(n)の脱落した転音だという推断がゆるされるであろう。

ところで、『周書』異域傳・百濟傳には、

王姓扶餘氏 號於羅取 民呼為韃吉支 夏言竝王也
妻號於陸 夏言妃也

と、すなわち、百濟の王号が「於羅取」であり、百姓たちは「韃吉支」と尊称したという。於羅取の「取」の音を、唐韻は「平加切」と、韻會は「何加切」と、五音集韻は「古牙切」と解しているから、「paŋ」⁽⁸⁾、「haŋ」⁽⁸⁾、「kaŋ」⁽⁸⁾などであり、取もまた固有語「ka」音を表示した「加」と同じ用語例だと思ふ。於羅取の「於羅」は「oŋa」や「oŋa」⁽⁸⁾と音読

が国名とその発音に共通性があり、ローマは国名と国都名とが共通であったという事実を想起するとき、「十濟」は、「十臣輔翼」を意味するものではなく、その「十」は「yoŋ」⁽⁸⁾を、つまり「eŋ」を訓写したものだと思われ、「十濟」は「yoŋ-toe-ul-toe」と読むこともできると思ふから、慰禮城の「ul-tas-ul-tas」と同じように、同音異写とみるのが妥当であろう。すなわち、「十濟」と同じように「慰禮城」も国号であり、於羅取は同時に於羅加、於羅干、慰禮干を意した。さらに、百濟の王冠を「烏羅冠」と呼ぶが、烏羅に黒色羅織の意味があることも事実であるけれども、やはり「於羅」の同意異写と解するのが妥当であろう。

三 部族長としての「加」

大加、小加、諸加などが部族団体の首長を表示する称号であったという事実はすでに指摘したが、沿革的にみても、これが「加」の始源的な用例だと考えられる。いま、史的記述によって、諸加の、つまり部族団体の首長としての加の機能について検討してみることにしよう。

(1) 諸加共立麻餘

この句節は、さきにふれたように、諸部族の首長が集つ

て扶餘国王に麻餘(前王簡位居の庶子)を選出した事実を指摘した記録であるが、われわれは、この史的記述から諸部族の首長会議が、いわゆる部族評議会が古代のわが国にも存在していたという事実を認定できるであろう。つまり、部族会議において部族長を選び、その部族長会議において部族聯盟国家の首長である王を選出したのであった。いうまでもなく、この部族評議会(Stammesrat, Räte)の存在は、古代各国に共通の法制度上の慣習であった。わが国の史実に例をとってみても、この法制度上の習俗は、扶餘だけにあつたのではなく、新羅にもあつた。すなわち新羅の六部族(及梁部、沙梁部、漸梁部、本彼部、漢岐部、習比部)の各部族長が「(国会於閔川岸上)して始祖朴赫居世居西干を選出した故事や、駕洛九千の龜旨峰上における集会などは、ともに普遍的なこの習俗であつたと推断できる。

(2) 有敵諸加自戦 下戸俱擔糧食之⁽¹⁶⁾

いうまでもなく、部族時代の国家では、いまだに戦闘を専門とする軍隊組織が整っておらず、部族構成員全部が武器をとって敵の侵入に対処するのが原則であつた。三国志・扶餘傳に「以弓矢刀矛為兵 家家自有鎧仗」とみえ、また同高句麗傳には「國人有氣力 習戰闘」とみえる。つまり、各家・各戸は、おのおの武器を準備して貯蔵し、気

力あるものは常に武器使用の習熟に努め、有事の際には老若を問わず総蹶起する、いわゆる「武装した国民」(Volks in Waffen)⁽¹⁷⁾であつた。したがって、諸加は、平時に部族を代表するばかりでなく、戦時には自分自身が直接軍隊を指揮する軍司令官(Basileus, Heerführer)であつた。三国志・高句麗傳にみえる「位宮有力勇 便鞍馬 善獵射」は国王宮を守護する指揮官の威容を説明したものであり、また同傳にみえる「宮遣主簿大加 將数千助軍」は大加が数千人の軍隊を直接統帥したという事実の指摘であろう。国王の権力の淵源が軍隊の指揮権(Heeresgewalt)にあつたという主張は、確かに古代社会の真理を道破したものである。

(3) 拔奇怨兄而不得立 與涓奴加 各將下戸三萬餘口詣康降⁽¹⁸⁾

これは、(高句麗の新大王に予定されていた)伯固が歿したのち、その子拔奇が長兄でありながら即位できなかつたことを不服として、涓奴加とともにおのおの三萬餘口の百姓を連れて遼東の大守公孫康に内属した事実に関する記述である。いうまでもなく、この涓奴加(三国志・高句麗本記の故国川王系には「涓奴加」とみえる)は涓奴部の部族長と思われる。高句麗はその初期、五大部族の聯盟国家であつ

た。すなわち、涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部などの五大部族と、その他の群小部族によって構成されていたのである。

そして、涓奴部の長を涓奴加と、絶奴部の長を絶奴加のように、部族名に「加」をつけてその首長を表示したのであつた。

(4) 有罪諸加評議 便殺之 入妻子為奴婢⁽¹⁹⁾ 有罪則會諸加評議殺之 没入妻子⁽²⁰⁾

つまり、部族国家では、犯罪者は部族長の会議である諸加評議会で裁判され、有罪者は死刑に処し、その妻子は奴婢に没入したのである。このような法慣習があつたということは、諸加評議会が、政治的最高意思決定機関であつたばかりでなく、最高司法機関としての役割をも果たしていたという事実をものがたるものである。かかる法原則も、また古代法に共通の原則であつた。

(5) 大加主簿 頭著幘 如幘而無後 其小加著折風形如弁⁽²¹⁾

高句麗社会は、はやくから漢文化を攝取した、実に文化的に進歩した社会であつた。同社会の貴族階級の榮華をきわめた生活の片貌は、通溝地方(現在の吉林省輯安県)の高

句麗古墳(角瓶塚、舞踊塚、供養塚)などによって窺うことができる。その服装は、「其公会衣服皆錦繡金銀以自飾」と表現されているように、綺羅星の如く燦爛と着かざつた。そして、標記の句節にみえるように、冠帽は、大加が幘(鶏のとさか)に似た、後ろのないものをかぶり、小加は弁形の折風をかぶつた。

この簡明な記述は、身分階級によって服飾も異なるという、すなわち当時の社会における服制の一端を表現した貴重な句節といわねばなるまい。

四 官名としての「加」

すでにふれたように、元来「加」は「干」に通ずる言葉で部族長に対する称号であつた。それが諸部族団体の結合による部族聯盟国家が構成されるに及んで、諸加が国王を輔弼する宰相やその他の高官に就任したから、「加」も官名としてそのまま転用されたのであつた。つきに、官名として使用された「加」の例を、史料記述によってあげてみることにする。

(1) 馬加 牛加 豬加 狗加⁽²²⁾
すでにあげたように、これは、三国志・扶餘傳にみえる

その官名である。さらに、同傳には、つぎのような記述がある。すなわち、

・犬使
 國有君主 皆以六畜官名 有馬加・牛加・猪加・狗加

と。この官名を、故鄭普教授は、馬は軍政、牛は農政、猪は財賦、狗は守備を担当する事務的分担であると推断した。⁽²⁵⁾しかし、立法、司法、行政の三分分担が一九世紀以降に制度化された事実を考慮にいれるとき、扶餘の古代社会に、すでに現在のような改務分担制度があったと推断すること自体が「附会の説」といわねばなるまい。各加は宰相の地位に該当する高位の官職を意味し、したがって馬・牛・猪・狗はその地位の順位を表示する固有称号に対する漢訳であつたはずである。

馬加の「馬」は、家畜の馬を意味するものではなく、頭上を意味する「ma-i, ma-iu」の表写とみるべきである。例えば、高句麗の大宰相を意味する莫離支の「莫離」や、新羅の王号である麻立干の「麻立」と同系統の官名である。

また牛加の「牛」も、家畜の牛を意味するものではなく上を意味する「ni」[ni] [nis] を音写したものであり、高句麗の官名にみえる干台(『三国史記』)、優台(『後漢書』、『梁書』、『南史』)、儒奢(翰苑)、意侯奢(『周書』、『北史』、『隨書』)。

限 交替之日 或不相桓服 皆勒兵相政(争) 勝者為之其王 但閉宮自守 不能制禦 次曰太太兄比二品 一名莫何何羅支 次鬱折比從二品 華言主簿 次大夫使者 比正三品 亦名謂謁奢 次皂衣頭大兄 比從三品 一名中裏皂衣頭大兄 東夷相傳 所謂皂先人者也 以前五官 掌機密謀改(政) 事徵發兵 選授官爵 と、これまた大对盧(吐粹)を第一級官に、太太兄を第二級官と記述しており、「相加」はみあたらない。

このように、中国側の各史書の記録にも出入が甚だしく、これによって高句麗國家の官級を確実に把握することは至難である。しかし、「相加」や「大对盧」が第一級官であり、かつ国事を總事した宰相の地位にあつたという事実だけは確かなようである。

そこで、三国史記の記述のなから、高句麗の宰相に該当する官名を探索してみると、始祖王から第七代次大王までは「大輔」や「右輔」がみえ、第八代新大王時代からは「国相」という称号がみえる。しかし、大輔や左・右輔は、三国史記の新羅本紀や百濟本紀の初期の記述にもみえる官名で、おそらく、高句麗、新羅、百濟の三国にいまだ官名が設定される以前の、歴史家によって挿入された共通の便宜的名称であろう。したがって、高句麗固有の最高官名は「国相」であつたであろう。当時の秦や漢で宰相を「相国」

扶餘や高句麗の官名「加」について(田・李)

鬱折(翰苑)、『通典』などと同じような官名を意味したものはないだろうか。おそらく通典や翰苑が鬱折を「華言主簿」と解している事実から推して、主簿が扶餘社会における牛加の漢訳官名として使用されたのである。丹齊・申采浩は、猪加を「Ho-ka」と、狗加を「Ka-ka」と読んだが、しかしその意味は詳らかにしなかった。⁽²⁶⁾

(2) 相 加⁽²⁷⁾

この「相加」は高句麗の官名であるが、三国志・高句麗傳には、

其国有王 其官有相加・对盧・沛者・古雛加・主簿・優台・丞・使者・皂衣・先人・尊卑名有等級

とみえ、相加が第一級の官名となつている。後漢書、梁書、南史などは、これにしたがつて、相加を第一級の、对盧を第二級の官名としているが、周書や北史は、

大官有大对盧 次有太太兄・大兄・小兄・意侯奢・烏拙・太大使者・大使者・小使者・褥奢・翳属・仙人・並褥薩 凡十三等⁽²⁸⁾

と、すなわち大对盧を第一級の、太太兄を第二級の官名としており、翰苑は高(句)麗記を引用して、

高麗記曰 其国建官 有九等 其一曰吐粹比一品 舊名大对盧(盧) 摠知国事三年一代 若稱職者 不拘年

と指称したから、高句麗固有語の宰相名の代わりに史家が「相国」と類似した「国相」を使用したであろう。だから、国相に該当する高句麗固有語の宰相名は「大对盧」であつたはずである。

三国史記では、高句麗末期の淵蓋蘇文時代に大宰相の称号として「莫離支」がみえるが、これもまた高句麗固有語の宰相の指称で、「对盧」や「莫離」はともに「ma-li」&「ma-li」を表写した同音異写の吏読であろうから、「相加」は宰相の「相」と「加」を合した熟語であり、大对盧や国相に該当する官職名であつたのである。

また、三国志、後漢書、梁書、南史などは、「相加」と「对盧」を別個の官職のように併記しているが、これは同一官職名に対する漢語訳と固有名の重複だとみるのが妥当であろう。つまり、「相加」、「大对盧」、「莫離支」、「国相」などは、すべて国事を總知する宰相を表示した同一官職であると推断でき、扶餘の「馬加」や新羅の「麻立干」と同一語源に属する官名であつたと考えられるのである。

五 貴族称号としての「加」

三国志、後漢書、梁書などの記述では、「古雛加」を高句麗の官名中に羅列していて、あたかも官名のようにみえる

が、しかし「王之宗族 其大加皆稱古雛加」と、つまり王の宗族である大加を「古雛加」と称したのであった。いうまでもなく、宗族とは祖先を同一にする男系血族 (agnate) を指す。宗族には、家族共同体から分かれ出たのちにも同一血縁的事実を基礎として結合し、その結合(体)を指揮、統率する首長(族長)がいた。したがって、宗族を族長的血族団体 (Patriarchalischer Bluterband) とみることもゆるされるであろう。

高句麗社会では、王の宗族団の長(大加)を「古雛加」と指称した。だから、「古雛加」は、王に次ぐ高貴な地位にいた、王族の長を指したとみなすべきである。

しかし、「古雛加」の称号は、王族の族長である大加だけがもっていたものではない。すなわち、

涓奴部本国王 今雖不為主 適統大人 得稱古雛加
亦得立宗廟・祠靈星社稷 絶奴部世與王婚 加古雛之號

と、つまり現在の国王が属している部族でなくても、過去に国王が出た部族である涓奴部族の「適統大人」(首長)も古雛加の称号をもち、また王の姻戚である絶奴部の部族長も古雛加の称号をもっていたのであった。

さきにふれたように、高句麗は、涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部の五大部族によって構成された国家

で、「本涓奴部為王 稍微弱 今桂婁部代之」とみえるように、その初期には五大部族中の涓奴部内で国王が選出されたが、のちには涓奴部に代わって桂婁部から国王が選出されるようになり、あとは王位がそのまま襲され、部族国家時代はおわたるのであった。

国王の宗族である大加だけを「古雛加」と指称する原則のもとでは、桂婁部の族長だけがその称号をもつわけであるが、前王の部族である涓奴部の大加や、国王の姻戚である絶奴部の大加も「古雛加」の称号をもつようになってからの「古雛加」の称号は、官名ではなく、貴族に対する尊称にかわつたとみるのが妥当であろう。「古雛加」の称号をもつ大加は、「得立宗廟・祠靈星社稷」の、つまり貴族としての特権が賦与されていたばかりでなく、「古雛・大加 高(句)麗掌賓客之官 如鴻臚也」と記述されているように、唐の鴻臚卿に該当する外賓儀礼の職務を担当したのである。

三国史記や三国志にある「古雛(雛)加」に関する記録の実例を、順を追ってつぎにあげておく。

- (1) 太祖大王諱宮 小名於漱 琉璃王子 古雛加再思之子也 母太后扶餘人也
- (2) 太祖大王二十二年冬十月 王遣恒那部沛者薛儒 伐朱那 虜其王子乙音 為古雛加

- (3) 美川王諱乙弗 或云愛弗 西川王之子 古雛加咄固之子
- (4) 文咨明王 一云明治好王 諱羅雲 長寿王之孫 父子古雛加助多 助多早死長寿王養於宮中 以為大孫 長寿王在位七十九年薨 繼立
- (5) 拔奇遂往遼東 有子 留(高)句麗國 今古雛加駿位居是也

これらの記述によって、

- 古雛加再思——琉璃王の子
 - 古雛加咄固——西川王の子
 - 古雛加助多——長寿王の子
 - 古雛加乙音——朱那部王(大加)の子
 - 古雛加駿位居——(新大王伯固の子) 拔奇の子
- と、つまり「古雛加」(三国史記では「古雛加」)の称号を与えられていた五名の実例をみる事ができる。そのうちの三人は王子で、一人は朱那部族長の子で、他の一人は新大王の孫である、山上王兄の子がそれぞれ「古雛加」の称号を与えられている。

ところで、このうちの、再思は琉璃王の子とみえるが、三国史記・高句麗本紀の琉璃王記には、都切、解明、無恤の三王子はみえるが再思の名はみあたらない。また、咄固は、西川王の子で烽上王の王弟であるが、兄烽上王が即位

扶餘や高句麗の官名「加」について(田・李)

すると間もなく、異心があるというので殺害されたし、さらに助多は長寿王の子であるが早死したから、彼らがその生前に「古雛加」の称号を与えられたとは思われない。おそらく、彼らの死後に、その子が王位についてからのちに追尊されたとみるのが妥当であろう。したがって、三国史記に記録されてある「古雛加」は、王の宗族の長に与えた本来のそれではなく、貴族的尊称に変質したのちの追尊古雛加とみなすべきであろう。

つぎに、古雛加駿位居の例をみると、三国志の記述では駿位居の父である王子拔奇(三国史記では「発岐」と、その弟伊夷模(三国史記では「伊夷謨」と)の王位継承の紛争が詳らかでないが、三国史記によれば、故国川王が没したのち王弟発岐が王后于氏に協力しなかつたので、于氏は発岐の弟である延優(三国志の「伊夷模」か?)と手をにぎり、ついに延優が即位して山上王になった。その後、発岐は遼東の大守公孫康(三国史記の「度」は「康」の刊誤)の援兵によって延優と交戦したが、戦いが不利だったので「奔至斐川白刃死」した、という。しかし、山上王は「奉迎発岐之喪以王禮葬於斐嶺」と、すなわち、その禮を整えた事実から察して、発岐の子駿位居に対しても貴族的尊称「古雛加」を与えたのではなからうか。

朱那部の王子乙音に対する「古雛加」の称号は、朱那部

を征服したのちに、その懐柔策として、特別に与えたものと思われるが、いずれにしても、さきの例と同じ貴族的尊称であろう。

ところで、「古雛加」はすでにふれたように、三国史記には「古鄒」と「みえる。おそらく、これは「雛」と「鄒」の表音が相通するところから使用したものである。「雛」の語音が、唐韻では「仕于切」と、集韻や韻会では「崇芻切」とみえるところから推しても、その古音の「su」である事実がわかる。「古雛加」は「古雛干」、「つまり「ko-su-kan」や「ko-su-han」である。したがって、新羅の王号「居西干」ともその語源が同じであると推定できるから、新羅はその初期に、高句麗語の「古雛干」をもって部族長の王号「居西干」としたものと解すべきであろう。

註

- (1) ゲルマン民族の法律用語をかりれば、「王の宗族」は、*stirps regia*であった。H・シッターズ教授は、「国王は、その国の第一級の貴族にすぎない。国王は、諸部族のうち最も高貴な部族の、つまり王の宗族の出身である」(Der König ist nur der erste Edelmann des Landes; er entstammt der Adligsten der Sippen, der *stirps regia* (H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte*, 1966, S. 21.) なる。

- (5) 李朝時代の碩学李暉光(一五六三—一六二八年)が「余按我国方言 十音汗」(『芝峰類説』卷十七)と云ったのは、「干」(kan)と「汗」(han)の通音としてゐる事実を指摘したものであり、また、梁柱東教授は「hi」や「ti」の借字が「知」や「智」である事実を明確に示しており、さらに「hi」は元来「上」の古訓「ta」(城上 = syong-ka, 還上 = hoan-tu)の主格形である「hahi」の縮約音だから、あたかも「尺干」が「浪・笊」(han)と縮約されたのと類似している(同著『増訂・古歌研究』一—一九七〇年、ソウル—一五六、二八三頁)と指摘している。
- (7) 当時の新羅は助賁尼師于の時代で、三国史記の助賁尼師今十五年条に、「拜伊浪子老為舒弗那兼知兵馬事」とみえる事実から推しても、于老舒弗那(角干)が宇流助富利知干と伝わったものである。
- (8) 金沢庄三郎著『日鮮同祖論』—一九二九年、東京—二九頁。
- (9) 梁柱東教授は、「百済の古都『慰禮』や『於利・奧利・也利城』などや、江名では古今の『鴨緑』、漢江の古称『郁利・阿利』や、慶州の『閔川』(阿里那禮)などは、すべて「bal」の転音「bil」の諸音転形にすぎなく(し)、この種の「bil」を原形とする「aji・o-ji・o-ji・u-ji」などの地名は現在でも数多い(前掲『増訂・古歌研究』五頁)と記述している。

扶餘や高句麗の官名「加」について(田・李)

また、金哲瑛稿「高句麗と新羅の官階組織の成立過程」(『季丙齋博士華甲記念論叢』—一九五六年、ソウル—所収)でも、大加や小加を、その族長の支配する集因の大小による区別だ、と解している(六六九頁)。

また、しばしば、この「涓奴部」を、例えば『後漢書』(「東夷伝」)や『三国史記』(「高句麗本紀」故国川王条)などのように、「涓奴部」と表示していることも事実である。しかし、周知のように「魏志東夷伝」が高句麗の五部あるいは五族に関する最古の記録であり、したがって前掲の各史書がその記述に依拠している事実は疑う余地がないが、そこに「涓奴部」と記録されている事実もさることながら、「涓」の字音が「yo」で、「椽那部」(前掲「高句麗本紀」故国川王条)や「椽氏」(同上、中川王条)の「椽」の字とも共通音であるところから、この五部・五族解釈のために言語上からも「涓」(yo)の字より統一的に理解できるものと考えたので、「涓」字をとることにした。

- (2) 『欽定滿洲源流考』卷一、部族一。
- (3) 白南雲著『朝鮮社会経済史』—一九三三年、東京—一五六頁。
- (4) 安在鴻著『朝鮮上古史』下卷—一九四七年、ソウル—四一頁。
- (5) 鄭寅普著『朝鮮史研究』上卷—一九四八年、ソウル—七九頁。

- (10) 『新唐書』東夷伝・百濟伝。
- (11) 『三国志』魏志東夷伝・夫餘伝。
- (12) F. Engels, *Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats*, 1955, Berlin (DIETZ), S. 86.
- (13) 『三国遺事』卷第一、新羅始祖赫居世王条。
- (14) 同上卷第二、鵜洛国記条。
- (15) 『三国志』魏志東夷伝・夫餘伝。
- (16) Brunner-Heymann, *Grundzüge der Deutschen Rechtsgeschichte*, 1925, München, S. 16.
- (17) H. Fehr, *Deutsche Rechtsgeschichte*, 1925, Berlin, S. 9.
- (18) 『三国志』魏志東夷伝・高句麗伝。
- (19) 同上。
- (20) 『梁書』諸夷伝・高句麗伝。
- (21) G. Watz, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, Bd. I, 1847, Kiel, S. 334. タキトウス著 田中秀央・泉井久之助訳『ゲルマニア』(岩波文庫)五三頁以下。
- (22) 『三国志』魏志東夷伝・高句麗伝。
- (23) 同上、『後漢書』東夷伝・高句麗伝、『梁書』諸夷伝・高句麗伝。
- (24) 『三国志』魏志東夷伝・夫餘伝。
- (25) 前掲『朝鮮史研究』上巻 七九頁。
- (26) 申采浩著『朝鮮上古史』—一九四八年、ソウル—二八頁。

(27) 『三國志』魏志東夷伝・高句麗伝。
(28) 『周書』異域伝・高(句)麗伝、『北史』東夷伝・高句麗伝。

(29) 『漢書』には、「蕭何為丞相七年遷相国」(卷第十九、上、「百官公卿表」条)と、また、『事物起源』には、「秦置官也 始皇帝立 尊呂不韋 為相国 漢初 蕭何亦為之 今人呼宰相也」(「師保輔相部・相国」条)とみえる。

(30) 前掲『朝鮮上古史』一四九頁。

(31) 『三國志』魏志東夷伝・高句麗伝。

(32) 仁井田陞著『支那身分法史』一一九四三年、東京―一〇五頁。

(33) 『三國志』魏志東夷伝・高句麗伝。

(34) 同上。

(35) 『後漢書』東夷伝・高句麗伝。

(36) 『三國史記』高句麗本紀・太祖大王条。

(37) 同上、美川王条。

(38) 同上、文咨王条。

(39) 『三國志』魏志東夷伝・高句麗伝。

(40) 『三國史記』高句麗本紀・山上王条。

(41) 同上。

(42) 故今西竜博士は、「古羅加の称号は消奴部・絶奴部の首長も有せしものにして、新羅の王者の称号たりし居西干と同じ、恐くは大干若くば大金干の義なるべし」(同著

『朝鮮古史の研究』―一九七〇年の再刻版、東京―四二頁)、と記述している。

また、金哲埃教授も、古羅加を居西干と同義に解している(前掲「高句麗と新羅の官階組織の成立過程」六六頁)。

訳者のあとがき

この訳稿の原文は、はじめにソウル大学校の『法学研究』(第一巻第一号、一九五四年六月)に発表され、のちさらに原執筆者著『韓国法制史研究』(一九六八年、ソウル大学校出版部刊)に収録されており、訳者が渡部学教授との共訳で同書の日本語版『李朝法制史』(一九七一年、東京・北望社)発刊の折りには対象や紙数の都合で本稿と「新羅の最高官職『上大等』論」の二篇の収録を割愛したが、その後、同学の諸兄による、度重なる、これらの論稿の日本語訳発表のご要望があり、また原執筆者も心よくご快諾下さったので他の一篇をさきに『親和』(第二四七号、本年八月)誌上に発表し、さらに残る本篇を立教大学史学会編集委員会のご好意により、ここに発表する運びになった。訳者は、これらの関係各位のご好意に対して深く感謝する。

著者(ソウル・弁護士・法博) 訳者(いわき短期大学)